

令和9年度向け 京都市職員採用案内(パンフレット)制作業務プロポーザル 質問回答書

	質問	回答
1	表紙、2-3p見開き等に人物を出す場合、AI使用はどこまで許可されるのか。例えば、背中・手・足など顔が出ないレベルまで、もしくは顔の表情などもOK、AI使用の制限は無し、など。	AI使用の制限はございません。 ただし、著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとなります。
2	ドローンを使用した方が良い撮影を想定しているか。	現時点で具体的な使用を想定しているわけではありませんが、制作する中で、空撮による写真が必要と判断した場合に、ドローンの使用を想定しております。
3	企画提案書の「③職員紹介」は、1見開き(2ページ)のみのサンプル(ラフスケッチ)の提案と考えてよいか。	御認識のとおりです。
4	「表紙は3つ以上の試作品を作成」とあるが、各ビジュアルに応じて、キャッチコピーも3案以上を提案してよいか。	御提案いただいて差し支えございません。
5	「特集」のページについて、どんなテーマを訴求するか、想定しているか。	本市の独自性のある事業を掲載予定です。令和9年度のテーマはまだ決定しておりませんが、令和8年度向けパンフレットでは、「* * * in Residence Kyoto」を掲載いたしました。
6	本件への参加に関して単独での参加では無く共同事業体での参加は可能か。* 共同体での参加企業は京都市の競争入札参加資格名簿(物品)に登録済	応募可能です。複数の企業による共同事業体を構成して応募する場合、共同提案を行うすべての法人が、次の要件を満たしていることが必要です。 (1)共同事業体の全ての構成員は、「募集要項4 参加資格要件」を満たすこと。 (2)共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。 (3)共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。 (4)共同事業体の全ての構成員は、別の提案者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。 なお、参加表明書(様式1)の、提案企業(団体)名、代表者、住所、電話番号及び申請者連絡先は共同事業体の代表法人を記載してください。 そのうえで、他の構成員については、(様式1)の末尾(緊急連絡先の下)に、「企業(団体)名」、「代表者」、「住所」、「電話番号」を記載してください。 また、提案企業概要(様式2)は、全ての構成員について作成してください。